

総務常任委員会 摘 録

1. 開催日 令和3年4月27日(火) 第1委員会室
2. 出席委員 赤木忠徳委員長 坪田朋人副委員長 谷口隆明 福山権二 徳永泰臣 藤原洋二
3. 欠席委員 なし
4. 事務局職員 山崎啓介議会事務局主任
5. 説明員 なし
6. 傍聴者 なし
7. 会議に付した事件
 - 1 正副委員長の互選について
 - 2 所管事務調査について

午後1時33分 開 議

○山崎啓介議会事務局主任 失礼いたします。それでは、ただいまより総務常任委員会を開会いたします。庄原市議会委員会条例第9条第2項の規定に基づき、委員長、副委員長は委員会において互選されることとなっております。委員長が選挙されますまでの間は、庄原市議会委員会条例第10条第2項の規定により、年長委員が委員長の職を行うこととなっております。出席委員中、福山委員が年長の委員でありますので、御紹介いたします。それでは福山委員、よろしくお願いいたします。

〔福山権二臨時委員長 委員長席へ〕

○福山権二臨時委員長 それでは御指名でございますので、委員長が決まるまでの間、私が臨時の委員長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

----- 1 正副委員長の互選について

○福山権二臨時委員長 議題1、委員長、副委員長の互選についてですが、まず、委員長の互選を行います。方法についてお諮りいたします。どのような方法により決定していくのか、それぞれの委員から発言を求めます。

〔「立候補」と呼ぶ者あり〕

○福山権二臨時委員長 まず立候補から求めます。立候補はありますか。

〔赤木忠徳委員、徳永泰臣委員、立候補〕

○福山権二臨時委員長 2名の立候補がありましたので、2名の方の選挙を行います。選挙については、挙手による投票でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○福山権二臨時委員長 それでは挙手によって決定するということに決定しました。それでは、立候補の順から、赤木忠徳委員を委員長とすべきという人は挙手願います。

〔挙手〕

○福山権二臨時委員長 4票です。徳永泰臣委員を委員長とすべきという人は挙手願います。

[挙手]

○福山権二臨時委員長 1票です。それでは、選挙の結果は、赤木忠徳委員が総務常任委員会の委員長に決定しました。それでは、次の議題からは委員長に登壇を願って進めていきたいと思いを。よろしく願いいたします。

[赤木忠徳委員長 委員長席へ]

○赤木忠徳委員長 それでは、この2年間、委員会を取り仕切らせていただきます。庄原市の総務常任委員会は、公契約条例、平和推進条例、ほかにはないすばらしい自主的な条例を出してきた委員会でございます。今後も委員会内の活発な討論の上で、すばらしい成果を上げていきたいと思いを、御協力よろしく願いいたします。それでは、引き続いて副委員長の互選を行います。どのような方法によって決定するか、委員の御意見をお伺いしたいと思いを。

○福山権二委員 まず立候補を募って、なかったら推選ということでよろしいと思いを。

○赤木忠徳委員長 それでは、立候補をされる方、いらっしゃいますか。それでは、ないようでございますので、指名推選に切りかえます。皆さんから推薦していただきたいと思いを。福山委員。

○福山権二委員 坪田委員を推薦します。

○赤木忠徳委員長 今、坪田委員の推薦がありましたが、そのほかございませんか。ないようでしたら、坪田委員を副委員長に決定させていただきます。よろしく願いします。それでは席についていただいて、挨拶をしてください。

[坪田朋人副委員長 副委員長席へ]

○坪田朋人副委員長 副委員長に推薦していただきまして、決定いただきました。よろしく願いいたします。坪田です。

○赤木忠徳委員長 では、委員長、副委員長力を合わせて、この総務常任委員会を取り仕切らせていただきます。

2 所管事務調査について

○赤木忠徳委員長 続いて、所管事務調査の件を議題としていきたいと思いを。事務局から説明をお願いします。

○山崎啓介議会事務局主任 それでは失礼いたします。一般選挙後、初の委員会であり、新人議員の方もいらっしゃいますので、簡単な説明からさせていただきます。所管事務調査につきましては、地方自治法第109条第2項において、常任委員会はその部門に属する当該地方公共団体の事務に関する調査を行うよう規定されております。この所管事務調査権は、執行者から議案の提出があり、議会から付託されて審査する受動的な任務とは異なり、委員会が自主的に所管事務を取り上げ、積極的に調査を行う権限のことでありまして、委員会の自主的な決定により行うことができ、本会議の干渉を受けない委員会固有の権限となっております。ただし、この調査活動につきましても、議案審査と同様に、原則、会期中に限られております。ただし、会期中に調査が終了せず、継続して調査の必要がある場合は、閉会中の継続調査の手続を本会議において議決いただき、閉会中も委員会として調査活動ができるものであります。このたび、初の委員会ということで協議事項とさせていただきましたが、6月定例会までの5月中に調査を必要とするものがございましたら、本日、所管事務調査項目を設定して

いただき、閉会中の継続調査の手続を議長へ提出いたしますが、特になければ、本日は散会されてもよろしいかと思います。参考までに、前回、第4期市議会の委員会での調査項目を御手元に配付しておりますレジュメに掲載しておりますので、確認していただければと思います。以上です。

○赤木忠徳委員長　　ただいま説明を受けました。説明のとおり、5月中に調査を行うためには閉会中の継続調査という項目を本会議で決定をする必要がございます。ないようでしたら、6月の定例会で再度協議したいと思いますけれども、御意見ございますか。徳永委員。

○徳永泰臣委員　　それでいいと思います。

○赤木忠徳委員長　　5月中は閉会中の継続調査をしない、ということですね。ほかにはございませんか。谷口委員。

○谷口隆明委員　　5月24日の総務調査会で主要事業の説明もあるようですので、それを受けてから6月にしたほうがいいと思います。

○赤木忠徳委員長　　それでは、閉会中の継続調査につきましては、6月に延ばすということで、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長　　それではそのように決定させていただきます。よろしく申し上げます。以上をもちまして、総務常任委員会を散会いたします。

午後1時46分　　散　　会

庄原市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

総務常任委員会

臨時委員長

委員長